

介護老人保健施設オアシス21による 所定疾患施設療養費の公表について

令和3年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費について】

- ・対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - 1、肺炎（検査を実施した場合のみ算定）
 - 2、尿路感染症(検査を実施した場合のみ算定)
 - 3、带状疱疹
 - 4、蜂窩織炎
- ・上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- ・診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- ・算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	内服薬、抗ウイルス剤の点滴や外用薬など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗生剤（内服・点滴注射）、外用薬など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

所定疾患施設療養費算定状況

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※加算ありの数を公表しています。